
第43号 2008年9月1日

税制懇ニュース

発行所

全国税制懇話会

〒169 東京都新宿区百人町 1-16-18
-0073 センチュリービル 2F

東京税財政研究センター内

☎03(3360)3871 FAX 03(3360)3870

全国税制懇話会 08年秋季研究集会・全国理事会

伊豆・伊東温泉「伊東ホテル聚楽」で開催

メイン講演 専修大学教授・増田英敏先生に決まる

開催日程 10月19日(日)13時～20日(月)12時

最高の眺望に最高のお湯

税制懇は、8月22日に在京理事会を開催し、08年秋季研究集会・全国理事会の開催内容を決めました。

「伊東ホテル聚楽」の脇に「みかんの花咲く丘のホテル」という副題がついています。このホテルは、童謡「みかんの花咲く丘」の作詞現場として名高い伊東市の高台に位置し、遠くに伊豆大島などが浮かぶ相模湾を一望できる最高の眺望が自慢です。もちろん、お湯も最高です。

同ホテルは、伊東でもトップクラスの豪華ホテルですが、無理をお願いして「税制懇価格」にさせていただきました。ぜひ、ご参加ください。

◆ 期待される増田先生の講演

メイン講師は、専修大学法学部教授・増田英敏先生が快く引き受けてくださいました。増田先生は、憲法や納税者の権利保護、租税正義に深い問題意識を持っておられる方で、東京税理士会及び東京地方税理士会の講師もされています。聴講生をひきつける独特の講義方式には定評があります。今回は「税理士のための租税法の基礎理論」という演題でお話されます。ご期待ください。

◆ 税制懇ならではの実践報告

税制懇といえば、何ととっても国税OBなど豊富な実務経験を活かした実践報告が売り。今回は、滞納問題での「分納制度の活用について」の報告(東京)が決まりましたが、もう一本、調査等に関する実践報告を予定しています。

開催概要

08年秋季研究集会・全国理事会の開催概要は以下のとおりです。

【日時】

〔1日目〕10月19日(日) 12:30 受付開始

13:00～16:30 増田英敏先生の講演

「税理士のための租税法の基礎理論」

16:35～17:30 全国税代表の挨拶と報告

「激動する税務行政」

18:30～20:30 頃 懇親会・交流会

〔2日目〕10月20日(月) 9:00 開始

9:00～9:30 海外視察報告

「オーストリア・チェコ9日間」

9:30～10:15 実践報告

「活用できる納税の猶予等の取扱要領」

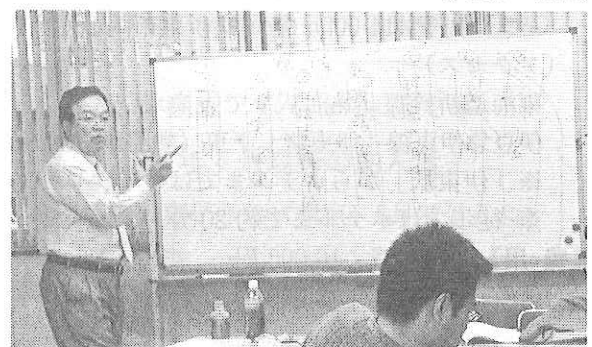
10:15～11:00 実践報告

「調査等に関する報告……募集中」

11:10～12:00 全国理事会

12:00 全日程終了

(次頁下へ続く)



講義中の増田先生

2008.9.1 4.3号(2)

全国税制懇話会 期研究集会・第20回総会



08年春季研究集会・第20回総会

参加者は106名で近年最高 — 08年4月20日(日)～21日(月) —

今年4月に「松島・センチュリーホテル」で開催した、「08年春季研究集会・第20回総会」の概要をお知らせします。「日本三景」松島での全国集会は近年にない106名の参加で成功を収めました。東北ブロックの皆さん、大変お世話になりました。

▶「税法・通達を鵜呑みにするな」

メイン講師は山本守之氏。「平成20年度税制改正の概要と税制改革の基本問題」と題した講演は大好評でした。山本先生の話に一貫していたものは、税理士は職業会計人とどまらず、税の専門家・法律家としての問題意識を持って、というもの。税制改正をめぐる個々の話の中で、税法や通達、当局の見解を鵜呑みにせず、社会の常識や道理、現状に立脚して判断することの大切さを、繰り返し強調しました。

▶実践報告も好評

実践報告では、①福田悦雄会員が「不良債権処理（滞納処分を含む）と会社再生」、②阿保秋声会員が「資産課税における国際課税の基礎知識」と題して報告。そして特別報告として、③全国税労組副委員長の岡田俊明氏が「激変する税務行政（米国税務行政視察を踏まえて）」と題して、挨拶を兼ねて発言しました。

これらの報告はいずれも「税制懇」ならではの情報と豊かな実践経験に裏付けられたもので、大変好評でした。

▶盛り上がった交流会

交流を大切に、税制懇ならではの夜の懇親会も大いに盛り上がりました。日本三景・松島の景色、温泉も最高でした。

【場所】

伊東温泉「伊東ホテル聚楽」 TEL 0557-37-3161
〒414-0055 静岡県伊東市岡 281
(アクセス)
東海道新幹線「熱海駅」で乗換え
伊豆急伊東線「伊東駅」下車(熱海から30分)
※「伊東駅」からホテルまではマイクロバス
※ 徒歩ではホテルまで約20分

【費用】

参加費 16,000円
資料代 3,000円 合計 19,000円

【申込】

〒151-0017 東京都世田谷区世田谷 3-22-17
税理士法人 世田谷税経センター内
青木輝光あて
TEL 03-5451-5321 FAX 03-5451-5323
※ 同封の申込書に記入の上、ファクスしてください。
※ 費用は当日、受付にてお支払いください。

第20回総会の概要報告

「松島センチュリーホテル」で開催した「春季研究集会」の終了後、同所において「第20回総会」を開催しました。概要をご報告します。

- ① 1年間の経過報告及び今後の行動計画の承認、決算及び監査報告・予算の承認
- ② ホームページの立ち上げの承認
- ③ 新役員体制の承認

〈08年度三役の氏名等〉

- 理事長 坂内直治（東京）電話 03-3367-6361
- 副理事長 角谷啓一（東京）電話 045-865-6097
- 副理事長 林 伴美（東京）電話 047-356-3948
- 副理事長 福田悦雄（東京）電話 03-3508-0104
- 副理事長 宮澤義雄（関信）電話 049-292-7788
- 事務局長 青木輝光（東京）電話 03-5451-5321

第9回海外税制視察の旅 オーストリア・チェコ9日間の感想



総勢23名（団長・福田悦雄さん、事務局長・青木輝光さん）、6月3日（火）AP10時15分、雨の中を飛行機はウィーンへ飛び立ち、旅がスタートした。

私の知っているヨーロッパの町はパリとあと幾つかの町だから、余り知ったかぶったことはいえないが、それでも痛感するのはヨーロッパの圧倒的な存在感であった。ウィーンもプラハも例外ではなかった。明日はこの町から消え去って行く旅行者に、私達はここに生きているという主張が耳元に聞こえてくるような迫力を感じた。

オーストリア、チェコ共に財務省で、税制の現状と今後の方向性についてレクチャーを受けた。両国はEUに加盟している。今回受けたレクチャーでは大雑把にあって、次のような視点で整理してみることに興味を湧いた。

1. EUは福祉を捨てるのか
2. 消費税と福祉予算はEUにおいて切り離されているのか
 - *オーストリアの消費税率は20%と10%である。法人税率を35%から25%に引き下げた。医療費は上がったがこれは高齢化によっている。法人税率の引き下げとは関係ないと回答があった。
 - *チェコの消費税率は19%と8%。消費税率の引き上げによって物価は3%上がった。
3. 個人所得税のフラット化、法人税率の引き下げ、消費税率の引き上げなどEU加盟各国の競

争はオーストリア、チェコにおいて経済の活性化をもたらしているのか

*法人税率をオーストリア25%、チェコ24%に引き下げた理由は、自国内にEUの事業所を呼び込むためである。オーストリアでは法人税率が上がったと回答あり。

*チェコでは累進の所得税率を12.5%とフラット化し、社会保障費を課税することで課税ベースを拡大した。

オーストリアではザルツカンマーグートという避暑地の町に一泊した。カタリという音もしない静寂だけが沼と牧場を覆っていた。チェスキークルムロフというチェコの町は14世紀の街並が今も残る。朽ち果てた町を磨き上げて現状に復活させた歴史はまだ浅いらしい。EUは経済の新自由主義化をどこまで進められるのだろうか。国民が簡単に許しはしない、町を見ているとそう思うのである。



オーストリアにて（後列右から2人目が浅井優子さん）

新入会員紹介

よろしく 新しい仲間です

08年4月以降の加入者

浦野美恵子さん（東京）5月27日入会
児玉 清一さん（東京）7月18日入会

実務に役立つ

「納税の猶予等の取扱要領」

角谷 啓一（東京）

国税・地方税問わず滞納整理の強権指向が強まっている中で、納税の緩和制度がありながら、各地から「なかなか適用が受けられない」といった声が聞こえてきます。そこで、ほんとうに現行の納税緩和制度の適用を受けるのが難しいのか、分納制度について詳細を定めた「納税の猶予等の取扱要領」の概要を、改めて検討してみることになりました。

(1) 徴収面にも及ぶ応能負担の原則

日本大学の北野弘久名誉教授は、08年2月11日付「全国商工新聞」で「憲法が要請する応能負担の原則の考え方は、徴収面にも及ぶ」と指摘し、さらに、「一時に納付困難な場合は、課税庁は納税の猶予等の措置を積極的に承認すべき職務上の法的義務を負う」と言及しています。北野先生の指摘されたこと具体例として、現行の租税徴収制度では、差押禁止財産等の規定のほか、納税の緩和制度があります。例えば、納税の猶予（国税通則法46②）、換価の猶予（国税徴収法151）、滞納処分の停止（国税徴収法153）などです。

(2) 求められる「あるべき徴収行政」

消費税の免税点引き下げ、定率減税の廃止、住民税増税など大衆増税の進行と異常な原油高はじめ諸物価高騰を向かえている今日、納税の緩和措置の必要度がますます増えています。そうした中で、徴収行政を担う側は、滞納に至った経緯や納税者の現況等を調査し、判断し、見極め、「徴収上の公平」も念頭に置きながら、納税者個々の実態に即応した処理を積極的に行う必要があります。そして、その判断の根底には、納税者の生存権や生存的財産権を保障する憲法理念が貫かれていなければなりません。

しかし、最近の徴収現場では（国も地方も）、「早期一括納付」、「強制徴収、差押処分」を振りかざすばかりで、徴収関係法令や「納税の猶予等の取扱要領」（後述）などにも反する事例が目立ち、全国各地から納税者の悲鳴が聞こえてきます。

(3) 納税の緩和制度とは

そもそも納税の緩和措置とは、国税徴収法に基づく強権力行使（差押・公売など）だけでは「徴収の実」をあげることが出来ないため、一定の事由がある者に対しては、分納を承認したり、滞納処分の執行を停止するなどの措置を講じ、強制的な徴収を緩和する制度のことです。いうまでもなく、現実の徴

収行政では、強権力行使の対象となるのはごく一部で、大部分は、納税の緩和制度によって滞納問題の解決が図られてきました。これを「強権力行使優先」路線に逆もどりさせることは、決して、徴収行政にとっても得策とはいえません。また、次に述べる、国税当局が定めた「納税の猶予等の取扱要領」（以下、「取扱要領」といいます）にも反することにもなります。

(4) 「納税の猶予等の取扱要領」とは？

「取扱要領」は昭和51年6月、国税庁の「通達」として制定されたものです。具体的には、納税の猶予（通46②）及び換価の猶予（徴151）に関する取扱と、それに付随する担保・納付委託・納付能力調査・延滞税の免除等の取扱について網羅し、体系的に整備したものです。

「通達」ですから国税庁内部の職員、つまり行政側を拘束する性格のもので、それだけに、中には「徴収上の公平」を確保する見地から、納税者側にとって「厳しい」規定もあります。しかし、後で述べるように、総則部分はじめ活用すべき積極的な規定が多々あります。担当官の不勉強による無知も重なり、「取扱要領」さえも無視する強権的な徴収行政が横行している昨今、この通達の内容を知らせ、活用する意義は大変大きいものがあります。

(5) 活用すべき内容が多々ある

「取扱要領」の活用すべき部分とは何か。冒頭の総則では、「強制的な徴収手続き等を緩和することが妥当とされる場合がある。納税の猶予等の制度は、このような場合に納税者の実情に即応した措置を講ずることにより、納税者との信頼関係を醸成し、税務行政の適正・円滑な運営を図ることを目的とする」と、納税の猶予等の緩和措置を適用する意義を法律上の側面だけではなく、行政上も積極的意義があることを述べています。その上で、「特に、納税者から即時に納付することが困難である旨の申し出等があった場合には、その実情を十分調査し、納税者に有利な方向で納税の猶予等の活用を図るよう配慮する」よう促しています。また、第3章「換価の猶予」の項では、「納付困難を理由として分納の申し出等があった場合には、そのまま放置することなく、換価の猶予に該当するかどうかを検討するよう配慮する」と、現場の担当官を督励しています。

「納税の猶予等の措置を積極的に承認すべき職務上の法的義務を（税務当局が）負っている」。これは、冒頭で紹介しました北野日大名誉教授のご指摘です。「取扱要領」は、まさに北野先生の指摘を裏付けています。「取扱要領」を活用すべき根拠がここにあります。